

資料2

【新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法】

新型コロナウイルス感染症が収束するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等ふまえながら、大会ごとに大会実施要項に定める。

本規則を運用するには、審判員の裁量だけでは困難であり、事前に試合者に対して十分に指導、徹底することが重要である。

以下に本規則の内容を【試合者】【審判員】【運営その他】と分けて記載する。

【試合者】

1. 試合者は「鏝競り合い」を避け、接近した状態での発声はしない。
ただし、接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技（発声を含む）は認める。
「鏝競り合い」となった瞬間、または接触した瞬間に技が出ない場合は、審判員の「分かれ」の宣告を待たずに、ただちに分かれる。
2. 「鏝競り合い」から分かれる際には、以下の点に留意する。
 - ①相手が下がるのを待たず、自分も必ず下がる。
最初に自分が下がり、その後相手だけを下がらせる行為はしない。
相手を押し込みながら分かれる行為はしない。
また、下がろうとしている相手に近づいていかない。
 - ②一歩ずつ数回に分けて下がろうとせず、速やかに間合いを切る。
お互いの剣先が完全に触れ合わない位置まで間合いを切った後は一旦静止する。
 - ③中段の構えを解いたり剣先を下げたり、相手の竹刀を故意に裏交差したり、巻いたり払ったりすることはしない。
 - ④分かれている途中の打突、下がっている相手を追い込んでの打突、分かれようと思せかけての打突はしない。（このような打突は有効打突にならない）
 - ⑤分かれる際に相手が場外に出る可能性がある場合には、自分が多く下がる努力をする。
3. 意図的な「時間空費」「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近する行為はしない。
 - ①打突せずに構え（中段・上段に関わらず）を崩した状態で相手に接近しない。
また、そこから「鏝競り合い」にならない。
 - ②近間の攻防において、有効打突につながらない打突をしない。
4. 合議の上、反則となり得る行為
上記1～4が適正に行われていないと認められた場合には、合議の上、反則を適用する。
5. 試合者は、試合中に口を覆うマウスシールドを着け、面マスクで口鼻を隠す。
目を覆うシールドは自由とする。
それ以外の開会式、閉会式、待機中等においても常時マスクを着用する。
マスクは口鼻を隠し、正しく装着する。

【審判員】

1. 審判員は「鏢競り合い」が解消しない場合には、ただちに「分かれ」を宣告する。
 - ①「分かれ」⇒「はじめ」の宣告の仕方
 - ・審判員は試合者の先取りをして移動する。特に主審は先取りをしないと試合者の中央で「分かれ」を宣告することが困難になる。状況により「分かれ」の宣告が試合者の中央でできない場合もあるが、「はじめ」の宣告は必ず両試合者の中央の位置で行う。
 - ・「分かれ」は主審の裁量で判断し宣告する。
 - ・完全に剣先が触れ合わない位置まで分かれさせ、一旦静止させる。
 - ②「分かれ」を宣告する機会（時期）
 - ・『ただちに「分かれ」を宣告する』とは、特に秒数は設けていない。
 - ・機械的にすぐに「分かれ」を宣告すると、試合者は「分かれ」の宣告を待つことになり、「分かれ」を多発することになる。
 - ・試合者が分かれている途中では「分かれ」の宣告はしない。
 - ・打突動作から「鏢競り合い」になり、縁が切れ、分かれられない場合は直ちに「分かれ」を宣告する。（主審の裁量）
 - ・相互に分かれようとしている途中の打突は有効打突とはしない。場合によっては合議の上、反則を適用する。特に一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する場合や分かれようと思わせて打突する場合等
（色々な状況や原因をふまえた上で合議により判断する）
 - ・どちらか一方が分かれようとしないうち、あるいは分かれようとしている相手に接近していく行為が見られた場合は、合議の上、反則を適用する。（主審の裁量）
2. 試合者双方が分かれている際に場外に出る可能性がある場合は、「やめ」をかけて開始線に戻す。「分かれ」の宣告後に同様の可能性がある場合には、主審が両者の位置を調整する。
3. 意図的な「時間空費」「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近するような行為は、試合・審判規則第1条に則し、合議の上、反則を適用する。
4. 本規則の内容についてよく理解し、適切な審判を心がける。
→特に、有効打突の判定、「鏢競り合い」における「分かれ」、本規則が適正に行われていないと認められた場合の反則の適用
5. 試合中、試合者の面マスクがずれて口鼻が出た場合は「やめ」をかけ、試合者に対して直すように指示する。
6. 審判員の密接を防ぐために、審判員の試合場への入退場際には1メートル以上の間隔を空けて行う。現行では、主審と副審の袖と袖が触れるか触れないかの距離であったが、主審と副審の袖と袖の間隔を1メートル以上空ける。主審は中心の位置に、副審は開始線よりやや外側に立ち、定位置まで開始線の外側を通り直進する。（副審の定位置に行く）
7. 合議は1メートル以上間隔を空けて行う。
8. 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は、1メートル以上間隔を空ける。
次回審判員の座席も1メートル以上間隔を空ける。
9. 審判員は試合中マスクを着用する。それ以外の開会式、閉会式、待機中等においても常時マスクを着用する。マスクは口鼻を隠し、正しく装着する。
10. 審判旗は各自で持参して使用する。

【運営その他】

《試合時間》

試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。

試合及び休憩の時間と休憩を取り入れる間隔等は、各大会の要項に沿って行う。

《竹刀検査》

竹刀検査は三密状態になりやすく、感染リスクが高まるので、下記の点に注意して実施する。

(例)

1. 検査を受ける者はマスクを着用する。
2. 検査員はマスクと使い捨て手袋を着用する。
3. アクリル板等で検査員と検査を受ける者を仕切る。
4. 検査⇒退場のルートを一方通行にする等工夫する。
5. 待機時に間隔をとる。(床にテープを貼る等、位置決めをする)